

令和 8 年大網白里市議会第 1 回定例会議会運営委員会会議録

日時 令和 8 年 3 月 4 日（水曜日）午前 11 時 08 分開会

場所 本庁舎 3 階 第一会議室

出席委員（6 名）

土 屋 忠 和	委 員 長	引 間 真理子	副委員長
猪 崎 紀 人	委 員	小金井 勉	委 員
北 田 宏 彦	委 員	岡 田 憲 二	委 員

小 倉 利 昭	議 長	森 建 二	副 議 長
---------	-----	-------	-------

事務局職員出席者

議会事務局長	鵜 澤 康 治	副 主 幹	松 本 剣 児
主 任 書 記	小笠原 勇		

議事日程

第 1 開会

第 2 委員長あいさつ

第 3 議長あいさつ

第 4 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第 3 号 政務活動費を使い作成した成果物を、市民に公開してもらうための陳情

(2) 委員会発議について

- ・発議案 大網白里市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について（案）
- ・発議案 大網白里市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（案）

(3) その他

- ・大網白里市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について（案）

第 5 その他

第 6 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（引間真理子副委員長） ただいまより、議会運営委員会を開催いたします。
最初に委員長からあいさつをお願いします。

（午前 11 時 08 分）

◎委員長あいさつ

○委員長（土屋忠和委員長） 皆さんご苦労さまです。

今回、当委員会で協議する内容は、陳情が 1 件、また、条例等に関する委員会発議についてであります。重要な案件でございますので慎重な審査をよろしくお願いいたします。なお、本日も A I 反訳システムを使用しますので、皆さん必ずマイクを使用してください。よろしくお願いします。

○副委員長（引間真理子副委員長） ありがとうございます。

次に議長からあいさつをお願いいたします。

◎議長あいさつ

○小倉利昭議長 皆さん、お疲れ様でございます。

本会議に引き続き議会運営委員会ということで、慎重審議をよろしくお願いします。

○副委員長（引間真理子副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 本日の出席委員は 6 名です。

委員会条例第 14 条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
傍聴希望者はおりますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） いないので次に進みます。

◎陳情第 3 号 政務活動費を使い作成した成果物を、市民に公開してもらうための
陳情

○委員長（土屋忠和委員長） これより当委員会に付託となった、陳情第3号 政務活動費を使い作成した成果物を、市民に公開してもらうための陳情の審査を行います。陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。どうぞ。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 今回の陳情で、チラシとかポスターとかを市のホームページに掲載すべきだということなんですが、この政務活動費を使ってチラシとかポスターとかというのは、議会事務局のほうには提出しております。

さらにこれを市のホームページのに掲載するということになりますと、これ、その提出した……

（「今回ホームページは書いていないです」「ホームページって書いてないだろ」と呼ぶ者あり）

○猪崎紀人委員 ホームページと書いてあるのは……

（「前回」と呼ぶ者あり）

○猪崎紀人委員 前回でしたか。

あつ、すみません。

（「ちゃんと見てやったほうがいいよ」と呼ぶ者あり）

○猪崎紀人委員 はい。じゃあちよつと。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員、1回ちよつと考えていただいて。

ほかの方お願いします。

○猪崎紀人委員 はい。

○委員長（土屋忠和委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 今、お話ししたようにこれ、市民に公開してもらうためのっていう大雑把な文章の内容になっているけど、この陳情者の本音はどこを指しているのですか。

例えば今言ったみたいにホームページだとか、議会事務局に留め置いて、誰か閲覧したければ閲覧できますよとか、そういういろいろなことがあると思うけれども、どういうことがあるのかな。

○委員長（土屋忠和委員長） はい局長。

○鶴澤康治議会事務局長 先ほど猪崎委員からお話がありましたけれども、前はホームページや事務局で自由に閲覧ができるようにと。

要は、広く市民の方が見れるようにという話だと思うのですが、前回、ホームページについては難しいという話がありまして、検討したのですが、今回はそのホームページというのは削除されておりまして、そこから要は、議会事務局で自由に閲覧ができるようにと、広く、希望があれば見せられるようにという内容になっております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 いま事務局長から答弁ありましたように、単なる議会事務局に留め置いて、それを見たい人にはどうぞというような話であると思いますが、別にそれだったら、反対する理由もないんじゃないですか。

私はそう思う。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

小金井委員。

○小金井 勉委員 ちょっと改めて確認なんですけども、ちょっと事務局の方にお伺いするんですけども、今現在、今現在の段階で、どういう状況にこの成果物とか政務活動、ここに関しての内容はどういうふうになってるのか。

ちょっと改めて聞かせてください。

○委員長（土屋忠和委員長） はい局長。

○鶴澤康治議会事務局長 いま現在実績報告してあげていただいている中で、その支出に関わる証拠ということで領収書をいただいております。

その物以外については、特にこちらから指定はしてないというところがあるんですけども、領収書をいただいて、それは公表をしているところです。

ただ、実際にはその支出に係る添付書類という扱いになっていて、今求めているのは領収書しか求めていないんですけども、証拠書類となれば成果物等もいただければいけないというふうなことは認識しておりまして、先日の全員協議会においても成果物等の提出をお願いしたところでございます。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

猪崎委員、先ほどの話の続きで…

（「じゃあ先ほどに関してということで」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） はい、小金井委員。

○**小金井 勉委員** それであれば、今後は成果物も添付してくれっていうことであれば、別に今回のあがった時点での以降は、成果物も見られるってことでしょう。

であれば、別にこの、今回のこれを決め事にしなくても、別に何の支障もないんじゃないですか。どうなんですかね。

この内容文面に関して、今回の陳情内容に関して、これからは、この間の全員協議会で事務局長がおっしゃったように、提出をしてもらおうと。

それは今度は閲覧できるわけじゃないですか。提出してもらえば。

そういうことですよね。

(発言する者なし)

○**小金井 勉委員** わかりました。ちょっと考えます。

○**委員長（土屋忠和委員長）** 猪崎委員、大丈夫ですか。

○**猪崎紀人委員** いや、大丈夫です。

○**委員長（土屋忠和委員長）** 他の委員の方。

北田委員。

○**北田宏彦委員** 陳情者の意図が、ちょっと私、いまいちよく理解できないんだけど、その政務活動費の使途について疑義があるという観点からこれを求めているのか、あるいは文章を見ると、チラシであるとか、成果物を私はいろんな人の見たいんだという、そういう観点からなのか、ちょっとそのへんの意図が、私はちょっとこの文章からはかることが難しいなと思うんですが。

事務局のほうでは今までこのチラシの成果物については、あがっている方とあがっていない方がいたということですかね。

○**委員長（土屋忠和委員長）** はい局長。

○**鶴澤康治議会事務局長** おっしゃるとおりで、先ほど申し上げたその他支出に関わる添付書類としか申し上げていなかったのも、すべての方があげてくれていたというわけではないと思います。

○**委員長（土屋忠和委員長）** 北田委員。

そうしたら今後、全部その成果物について事務局の方に提出、ね。その領収書等と併せて提出いただいて、閲覧できる状態にすればいいんじゃないの。ね、と思いますけど。

○**委員長（土屋忠和委員長）** 岡田委員。

○**岡田憲二委員** 事務局のほうから、現在出されてる願意はもうすでに認められて、そのよう

に閲覧できるようになってるというふうに、陳情者にも申し入れて、撤回するなり、どうかしてもらえばどうですか。

実際、もうそういうふうにもう、見せてくださいって言えば、もう見せられるような状況になってるんでしょ。

それならもう願意はもうすでに、これ、認められたっていうことでどうでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） では、すみません。

事務局のほうであれですか、話は、これはあくまでも、こちらのほうにきて陳情であがってますから、これどうしても採決しなきゃいけないのでこのまま進めてしまいます。

各委員の皆様、ご意見ありがとうございました。

次に討論ですが希望者ありますか。

（発言する者なし）

○委員長（土屋忠和委員長） 大丈夫ですか。

北田委員。

○北田宏彦委員 前回の陳情の中には、ホームページにおいても閲覧できるようにということであったと思うんですが、ですから、今回、提出された成果物を議会事務局において、あくまでペーパーにて閲覧できる状態というのが原則であって、閲覧というのは、ホームページも含まれるって当然だろうというふうに、拡大解釈されてしまってもいけないのかなとは思いますが、そのへんについては、いかがなんでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方、どうでしょうか。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 私もすみません。先ほど勘違いをしまして、閲覧というところでホームページも含まれてるというふうに考えてしまったんですが、市のホームページに閲覧できるようにするということは、これを出してる議員と出してない議員でやはりちょっと差が出てきてしまうんで、ホームページに閲覧できるという形は、僕は避けた方が良いと思っております。以上です。

（「だからホームページじゃないと言ってる」「いや、いまホーム…」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） よろしいですかね。

では意見等が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「これ、ちょっと暫時休憩いいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） はい、暫時休憩いたします。

（午前 1 1 時 2 4 分）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは再開いたします。

一度、1 回振りますけれども、討論ですが希望者ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 意見等が出尽くしたようなので採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） お諮りいたします。

陳情第 3 号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成少数。

よって陳情第 3 号は不採択と決しました。

以上で陳情第 3 号の審査を終わります。

以上で当委員会に付託された陳情の審査を終了いたします。

◎（２） 委員会発議について

- ・発議案 大網白里市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について（案）
- ・発議案 大網白里市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（案）

◎（３） その他

- ・大網白里市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について（案）

◎その他

次に 5、その他ですが、委員の皆様から何かございますか。

（「ありません」「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 事務局は。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） はい。

ないようでしたら協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長（引間真理子副委員長） 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

（午前 1 2 時 0 1 分）